

本人通知制度について

- 1 本人通知制度とは、住民票の写し等（※1）を第三者等（※2）に交付した場合、交付した事実について本人に通知する制度です。

なお、この制度が利用できるのは、事前登録者に限り、通知の対象は事前登録者の住民票の写し等を交付した場合に限ります（同一の住民票等に記載のある者であっても、事前登録をしていなければ対象となりません。）。

（※1）住民票の写し等とは、住民票の写し（除住民票の写しを含む。）、住民票記載事項証明書、戸籍の附票の写し（戸籍の除附票の写しを含む。）及び戸籍謄（抄）本（除籍謄（抄）本及び改製原戸籍謄（抄）本を含む。）をいいます。

（※2）第三者等とは、住民票の写し及び住民票記載事項証明書においては「同一世帯」以外の者、戸籍及び戸籍の附票の写しにおいては「戸籍に記載のある者、その配偶者及び直系親族」以外の者であり、個人、法人又は八業士（弁護士、司法書士、土地家屋調査士、税理士、社会保険労務士、弁理士、海事代理士及び行政書士）をいいます。

- 2 事前登録の申込みの受付は、阿南市役所市民部市民生活課、各支所、住民センター及び連絡所で行います。

※登録日以降の交付請求が通知の対象となります。

- 3 代理人による事前登録の申込みは、次のいずれかの場合に限り可能です。

- (1) 法定代理人による申込みの場合

- (2) 申込者が疾病その他のやむを得ない理由により自ら申し込むことが困難な場合

なお、代理人として申し込む際に、代理権を明らかにする書類（委任状、戸籍謄抄本、登記事項証明書等）が必要となります。

- 4 郵送による事前登録の申込みは、次のいずれかの場合に限り可能です。

- (1) 申込者が疾病その他やむを得ない理由により窓口で申し込むことが困難な場合

- (2) 申込者が他の市区町村に居住している場合

- 5 転出、転籍等により、登録事項に変更が生じたときはその旨の届出をしてください。変更の届出がない場合は、事前登録を取り消す場合もありますのでご注意ください。

なお、事前登録者の死亡、居所不明等により住民票が削除されたときは、事前登録を廃止します。

- 6 転出先の市区町村でも本人通知制度を希望する場合は、転出先で新たに登録手続きを行ってください。

なお、転出先の市区町村が、本人通知制度を実施しているとは限りませんので、あらかじめご了承ください。

- 7 本人通知書の記載事項は、①交付年月日、②交付証明書の種別、③交付通数及び④第三者の種別の4事項です。詳細を希望する場合は、個人情報開示請求をすることができます。

なお、住民票等の第三者からの請求については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）において、第三者の個人情報となるため、請求者名等の開示はできませんので、あらかじめご了承ください。

- 8 本人通知制度は、住民票の写し等の不正請求及び不正取得による個人の権利侵害防止を目的とする制度です。これ以外の目的でこの制度を利用しないことに同意の上、事前登録の申込みをしてください。